

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成30年3月12日（平成30年（行情）諮問第133号）

答申日：令和元年11月6日（令和元年度（行情）答申第285号）

事件名：「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「『国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律』（以下「支援法」という。）に関して、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て（前回開示請求で特定された後につづられた文書の全て）。\*『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙1に掲げる162文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年8月29日付け防官文第15295号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ ファイル数の特定に誤りがあるものと思われる。

本件対象文書が本来の電磁的記録形式でのファイル数は、開示決定通知書で特定された数より少ない可能性があるため、改めて特定すべきである。

キ 文書の特定が不十分である。

特定された電磁的記録がそれぞれの文書を構成しているのか（言い換えると特定文書が何ファイルで構成されているのか）、また各文書の枚数を開示決定通知書は明らかにしていないので、希望する文書の複写の交付を申請することができない。

## (2) 意見書

対象文書の電磁的記録形式の特定とその教示が行われなければならない。

ア 「詳解 情報公開法」（総務省行政管理局）（別添（省略。以下同じ。））は、情報公開法施行令9条の解説において、「情報公開法施行令9条3項3号でいう『行政機関がその保有するプログラムにより行うことができるもの』とは、行政機関が保有している既存のプログラムにより出力（プリントアウト又はデータコピー）するこ

とができる方法に限る趣旨である。」との解釈を示している。

イ 上記アの国の解釈に従えば、情報公開法施行令 9 条 3 項 3 号ホによる複製の交付は、「データコピー」でなければならない。

ウ また国の統一指針である「情報公開事務処理の手引き」（平成 18 年 3 月総務省行政管理局情報公開推進室）（別添）は、電磁的記録の開示実施に当たっては以下のとおり定めている。

（ア）行政文書を文書又は図画と電磁的記録の両方の形態で保有している場合には、文書又は図画について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要である。（表紙から 2 2 枚目。本文書にはページ数が明記されていないので、以下同様に表記。）

（イ）開示の実施においては、行政文書をありのまま開示することとしており（中略）加工はしない。（中略）電磁的記録についても、データの圧縮やフォーマットの変換を行う必要はない。（2 3 枚目）

（ウ）電磁的記録を記録媒体に複製して交付する場合等における開示実施手数料の額の積算は、電磁的記録を構成する「ファイル」の数を単位として行うこととなる。「ファイル」とは、ワードや一太郎などの文書作成ソフトにより作成した文書やエクセルなどの表計算ソフトにより作成したデータなどのファイル単位を指すものである。

（2 4 枚目）

エ 上記ウ（ア）ないし（ウ）の解説から、「データコピー」とは、ワード、一太郎、エクセルといった記録形式で既に保有している電磁的記録を、その記録形式を変換することなく複製の交付を行うことと解される。

オ また防衛省における情報公開事務手續の手引である「情報公開事務手續の手引」（平成 13 年 4 月（平成 14 年 8 月改訂）長官官房文書課情報公開室）も、「開示の実施においては、行政文書をありのまま開示する（中略）加工はしない。（中略）電磁的記録を複製したものを交付する際にも、特定のプログラムを利用してデータを圧縮することはしない。」（8 5 頁）と定めている。

カ ただし電磁的記録形式によっては開示請求者がその電磁的記録を開くことができない場合が起こり得るので、複製の交付に先立ち電磁的記録形式が特定・明示される必要がある。この点については、上記ウ（ア）で示した「開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要である。」との記載が、まさにこの趣旨であると思わ

れる。

キ また諮問庁が文書作成ソフト等で作成された文書を不開示箇所がないにも関わらず、PDFファイル形式にて審査請求人に交付したのであれば、情報公開法施行令9条で定める「データコピー」を行ったことにならないし、「加工はしない」とする国及び防衛省の手引きに反する行為である。

ク 本件開示決定に当たり諮問庁が電磁的記録形式の特定とその教示を行わなかったこと、保有する電磁的記録に「加工」を加えたことは、違法ないし不当な行為といえる。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、本件開示請求は内閣官房国家安全保障局（以下「NSS」という。）より移送を受けた。

本件開示請求については、平成27年8月31日付け（同年9月1日付け受理）で内閣官房国家安全保障局長宛てに開示請求があり、まず、NSSにて法11条を適用し、平成28年9月1日まで開示決定等の期限を延長し、平成27年11月2日付け閣安保第616号により、開示請求に係る相当の部分につき、法9条1項の規定に基づき開示決定処分を行った。

上記、開示決定処分後、NSSより法12条1項の規定に基づき、平成28年5月24日付け閣安保第328号により処分庁宛てに開示請求が移送され、平成28年8月29日付け防官文第15295号により、本件対象文書について法5条6号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

#### 2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由については、別紙2のとおりである。

なお、不開示とした部分のうち、職員の自宅の電話番号については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした理由に追加する。

#### 3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式又はPDFファイル形式とは異なるいわゆるプレゼンテーションソフト若しくは文書作成ソフトにより作

成された文書であり、いずれかの形式の電磁的記録を特定している。

なお、審査請求人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の記録形式まで、明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式は明示していない。

- (2) 審査請求人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しない。
- (3) 審査請求人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われているため、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、複写の交付が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるが、本件審査請求が提起された時点においては、審査請求人は複写の交付を受けていない。
- (4) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分において一部を不開示とした決定の取消しを主張するが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別紙2のとおり同条6号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 審査請求人は、「本件対象文書が本来の電磁的記録形式でのファイル数は、開示決定通知書で特定された数より少ない可能性があるため、改めて特定すべきである。」と主張し、改めて特定するよう求めるが、ファイル数の特定に誤りはない。
- (6) 審査請求人は、「特定された電磁的記録がそれぞれのどの文書を構成しているのか、また各文書の枚数を開示決定通知書は明らかにしていないので、希望する文書の複写の交付を申請できない。」として、文書の特定が不十分であると主張するが、特定した電磁的記録のファイル数又は枚数を明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分を行ったものである。
- (7) 以上のことから、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年3月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月22日 審議
- ④ 同年4月2日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和元年11月1日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1に掲げる162文書である。

審査請求人は、不開示部分の開示及び本件対象文書のPDF形式以外の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条6号に該当するとして不開示とした原処分について、同条1号の不開示理由を追加した上で原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書は、「支援法に関して、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て（前回開示請求で特定された後につづられた文書の全て）。」である。

なお、本件開示請求書中の「前回開示請求」とは、平成27年7月31日付けで内閣官房内閣総務官室が受理した「『支援法』に関して、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て（前回開示請求で特定された後につづられた文書の全て）。\*『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。」との別件開示請求であると解し、本件開示請求においては、当該別件開示請求が受理された翌日である同年8月1日以降、本件開示請求で内閣官房内閣総務官室が受理した同年9月1日までの期間に作成又は取得した行政文書を特定した。

イ 支援法は、いわゆる平和安全法制関連2法の一つであり、内閣官房、内閣府、外務省及び防衛省等が協力して法案の策定作業を行った。

ウ 本件対象文書のうち、文書1ないし文書4、文書10ないし文書23、文書27、文書32ないし文書37、文書42ないし文書44及び文書46ないし文書162については、いわゆるプレゼンテーションソフト又は文書作成ソフトによるデータを保有しており、本件請求

文書に該当する文書としてこれらを特定している。

エ 文書5ないし文書9，文書24ないし文書26，文書28ないし文書31，文書38ないし文書41及び文書45については，紙媒体をスキャナで読み取ったPDF形式の電磁的記録であり，それ以外の電磁的記録は保有していない。

(2) 文書5ないし文書9，文書24ないし文書26，文書28ないし文書31，文書38ないし文書41及び文書45について，PDF形式以外の電磁的記録を保有していない旨の諮問庁の上記(1)エの説明は，これらの文書の態様に鑑みて，特段不自然，不合理とはいえず，他に本件対象文書以外の電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから，防衛省において，本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書(電磁的記録)を保有しているとは認められない。

### 3 不開示情報該当性について

別紙2に掲げる不開示部分には，政府関係者の自宅の電話番号，国の機関の非公表の電話番号及び政府関係者の公用の携帯電話番号が記載されている。

#### (1) 個人に関する情報について

別紙2に掲げる不開示部分のうち，政府関係者の自宅の電話番号については，法5条1号本文前段の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，同号ただし書きないしハに該当する事情も認められず，さらに，個人識別部分に該当すると認められ，法6条2項による部分開示の余地はないことから，法5条1号に該当し，同条6号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

#### (2) 国の機関の非公表の電話番号等について

別紙2に掲げる不開示部分のうち，国の機関の非公表の電話番号及び政府関係者の公用の携帯電話番号については，これを公にすることにより，いたずらや偽計等に使用され，国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど，国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので，法5条6号柱書きに該当し，不開示とすることが妥当である。

### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は，当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 5 付言

本件開示請求書には，「前回開示請求で特定された後につづられた文書の全て」との文言が記載されており，本件開示請求者は，過去に自身が開示を受けた文書については本件開示対象から除外することを希望する趣旨であったものと認められる。

このような場合には、開示請求者に当該開示請求の趣旨を確認した上で、「前回開示請求」といった文言ではなく、過去の開示決定の文書番号等を明示させるなど、請求文言の補正を求めるのが相当である。

本件においては、内閣官房国家安全保障局長が先行開示決定を行った後に移送を受けた処分庁が、かかる補正を行うことは困難であったと認められるが、今後、開示請求を受けた行政機関においては、上記を踏まえ、情報公開制度に関する事務処理の適正化を図ることが望まれる。

#### 6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条6号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条1号及び6号に該当することから不開示とすべきとしていることについては、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久



## 別紙 1

- 文書 1 全世界の国民に平和的生存権を確認している憲法前文，その解釈上の指針，また，憲法第 9 条というのはこの憲法の前文が具体化した規定であるというのが政府の見解である最高裁の判決の考え方にもかかわらず，なぜ核兵器の輸送や提供が憲法における法理としてできることになっているのかについて
- 文書 2 平成 27 年 8 月 11 日の大塚耕平議員の指摘事項について（我が国保有を禁止し，または政策上提供しない武器・弾薬搭載している航空機への給油）
- 文書 3 平成 27 年 7 月 10 日の穀田恵二議員の指摘事項について
- 文書 4 平和安全法制案について 平成 27 年 6 月 海上幕僚監部防衛課 幹部学校作戦法規研究室
- 文書 5 安保法案が憲法前文の平和主義に違反し意見無効であることに関する質問主意書
- 文書 6 「「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所」と従来の「非戦闘地域」の相違点に関する質問主意書
- 文書 7 防衛大臣による実施区域指定に関する質問主意書
- 文書 8 自衛隊の活動に伴うリスクに関する質問主意書
- 文書 9 自衛隊による核兵器の輸送と広島平和記念式典における非核三原則への言及に関する質問主意書
- 文書 10 自衛隊部隊行動基準について
- 文書 11 部隊行動基準の作成等に関する訓令
- 文書 12 国際平和協力法に基づき自衛隊が実施した国際平和協力業務の実績
- 文書 13 ご質問に対する回答について
- 文書 14 武器使用に関する規定
- 文書 15 武器使用に関する規定
- 文書 16 自衛隊法第五十七条のコンメンタール
- 文書 17 自衛隊の海外派遣に係る経費
- 文書 18 南スーダン国際平和協力業務に係る経費
- 文書 19 現在までの海外派遣の実績
- 文書 20 防衛省設置法 4 条 18 号に基づく活動により，他国の領海に入った実績について
- 文書 21 武器使用に関する規定
- 文書 22 外国における自衛官の武器使用規定
- 文書 23 自衛隊がイラク派遣において民間業者を利用した主な実績
- 文書 24 第 15 期空輸計画部成果報告について（報告）（登録外報告）
- 文書 25 第 16 期空輸計画部成果報告について（報告）（登録外報告）

- 文書 2 6 イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画
- 文書 2 7 国際平和協力法に基づき自衛隊が実施した国際平和協力業務の実績
- 文書 2 8 イラク復興支援活動行動史 第 1 編
- 文書 2 9 イラク復興支援活動行動史 第 2 編
- 文書 3 0 イラク復興支援活動行動史 第 1 編
- 文書 3 1 イラク復興支援活動行動史 第 2 編
- 文書 3 2 イラク復興支援における自治体活用実績
- 文書 3 3 武器弾薬に係る民間航空機等を使用した際の契約書
- 文書 3 4 イラクにおける民間の活用実績
- 文書 3 5 Q 1 1 C T F 1 5 0 の活動はどんな目的としたものか。
- 文書 3 6 船舶検査を国際的な船舶検査活動も可能となる。 Q 2 5 何故か。
- 文書 3 7 ( 3 ) 8 月 3 日の中谷防衛大臣答弁が、クラスター爆弾禁止条約に違反しているのではないか、見解を示されたい。
- 文書 3 8 船舶検査活動法の改正
- 文書 3 9 船舶検査活動法について
- 文書 4 0 船舶検査活動法について
- 文書 4 1 平和安全法制整備法案および国際平和支援法 参考資料 平成 2 7 年 7 月 参院外交防衛委員会調査室
- 文書 4 2 問 船舶検査活動の実施には、必ず国会承認が求められるという理解で良いか。また、重要影響事態に際して行われる船舶検査活動においても、できるだけ事前の国会承認を求める努力をすべきと考えるが、見解如何。
- 文書 4 3 問 今回の法改正において、船舶検査活動に際しての強制措置は盛り込まないこととしたと承知しているが、強制措置を実施しないことで、オペレーションに参加している他国との連携に支障が生じることはないのか。
- 文書 4 4 山本議員資料要求
- 文書 4 5 山本議員資料要求 ( 別添 )
- 文書 4 6 問 船舶検査活動における自衛隊員の安全を確保する仕組みについて問う。
- 文書 4 7 「平和安全法制」の概要
- 文書 4 8 平和安全法制について
- 文書 4 9 H 2 7 . 8 . 3 参・平和安全特委 井上 哲士 君 大臣 問 2 ( 2 )
- 文書 5 0 H 2 7 . 8 . 3 参・平和安全特委 井上 哲士 君 大臣 問 2 ( 4 )
- 文書 5 1 H 2 7 . 8 . 3 参・平和安全特委 小西 洋之 君 大臣 問 2

文書 5 2 H 2 7 . 8 . 3 参・平和安全特委 小西 洋之 君 大臣 問 2  
 8  
 文書 5 3 H 2 7 . 8 . 3 参・平和安全特委 山本 太郎 君 大臣 問 1  
 文書 5 4 H 2 7 . 8 . 4 参・平和安全特委 井上 義行 君 総理 問 3  
 文書 5 5 H 2 7 . 8 . 4 参・平和安全特委 井上 義行 君 大臣 問 4  
 文書 5 6 H 2 7 . 8 . 4 参・平和安全特委 佐藤 正久 君 総理 問 2  
 文書 5 7 H 2 7 . 8 . 4 参・平和安全特委 佐藤 正久 君 大臣 問 2  
 文書 5 8 H 2 7 . 8 . 4 参・平和安全特委 佐藤 正久 君 総理 問 4  
 文書 5 9 H 2 7 . 8 . 4 参・平和安全特委 佐藤 正久 君 大臣 問 4  
 文書 6 0 H 2 7 . 8 . 4 参・平和安全特委 佐藤 正久 君 大臣 問 6  
 文書 6 1 H 2 7 . 8 . 4 参・平和安全特委 佐藤 正久 君 大臣 問 7  
 文書 6 2 H 2 7 . 8 . 4 参・平和安全特委 小川 勝也 君 総理 問 8  
 文書 6 3 H 2 7 . 8 . 4 参・平和安全特委 小川 勝也 君 大臣 問 1  
 1  
 文書 6 4 H 2 7 . 8 . 4 参・平和安全特委 小川 勝也 君 大臣 問 1  
 2  
 文書 6 5 H 2 7 . 8 . 4 参・平和安全特委 福島 みずほ 君 総理 問  
 2  
 文書 6 6 H 2 7 . 8 . 4 参・平和安全特委 福島 みずほ 君 大臣 問  
 2  
 文書 6 7 H 2 7 . 8 . 5 参・平和安全特委 寺田 典城 君 大臣 問 5  
 文書 6 8 H 2 7 . 8 . 5 参・平和安全特委 白 眞勲 君 大臣 問 6  
 文書 6 9 H 2 7 . 8 . 5 参・平和安全特委 又市 征治 君 大臣 問 2  
 文書 7 0 H 2 7 . 8 . 5 参・平和安全特委 又市 征治 君 大臣 問 5  
 文書 7 1 H 2 7 . 8 . 5 参・平和安全特委 藤末 健三 君 大臣 問 1  
 2  
 文書 7 2 H 2 7 . 8 . 5 参・平和安全特委 藤末 健三 君 大臣 問 1  
 3  
 文書 7 3 H 2 7 . 8 . 5 参・平和安全特委 藤末 健三 君 大臣 問 1  
 4  
 文書 7 4 H 2 7 . 8 . 5 参・平和安全特委 藤末 健三 君 大臣 問 1  
 5  
 文書 7 5 H 2 7 . 8 . 1 1 参・平和安全特委 和田 政宗 君 大臣 問  
 4  
 文書 7 6 H 2 7 . 8 . 1 1 参・平和安全特委 山本 太郎 君 大臣 問  
 2  
 文書 7 7 H 2 7 . 8 . 1 1 参・平和安全特委 山本 太郎 君 大臣 問  
 3

文書78 H27.8.11 参・平和安全特委 福島 みずほ 君 大臣  
 問2(1)

文書79 H27.8.11 参・平和安全特委 福島 みずほ 君 大臣  
 問2(2)

文書80 H27.8.11 参・平和安全特委 荒井 広幸 君 大臣 問  
 2(1)

文書81 H27.8.11 参・平和安全特委 荒井 広幸 君 政府参考  
 人 問2(1)

文書82 H27.8.11 参・平和安全特委 荒井 広幸 君 大臣 問  
 3(1)

文書83 H27.8.11 参・平和安全特委 荒井 広幸 君 政府参考  
 人 問3(2)

文書84 H27.8.11 参・平和安全特委 荒井 広幸 君 政府参考  
 人 問3(3)

文書85 H27.8.19 参・平和安全特委 東 徹 君 大臣 問7(2)

文書86 H27.8.19 参・平和安全特委 和田 政宗 君 大臣 問  
 4

文書87 H27.8.19 参・平和安全特委 藤田 幸久 君 大臣 問  
 1

文書88 H27.8.19 参・平和安全特委 藤田 幸久 君 大臣 問  
 2

文書89 H27.8.19 参・平和安全特委 福島みずほ 君 大臣 問  
 2

文書90 H27.8.19 参・平和安全特委 福島みずほ 君 大臣 問  
 3(2)

文書91 H27.8.19 参・平和安全特委 荒井 広幸 君 大臣 問  
 3(1)

文書92 H27.8.19 参・平和安全特委 荒井 広幸 君 政府参考  
 人 問3(2)

文書93 H27.8.19 参・平和安全特委 荒井 広幸 君 政府参考  
 人 問3(3)

文書94 H27.8.21 参・平和安全特委 清水 貴之 君 大臣 問  
 4

文書95 H27.8.24 参・平和安全特委 福島 みずほ 君 総理  
 問4

文書96 H27.8.24 参・平和安全特委 小川 敏夫 君 大臣 問  
 6

文書97 H27.8.24 参・平和安全特委 小川 敏夫 君 総理 問  
 8  
 文書98 H27.8.25 参・平和安全特委 福山 哲郎 君 大臣 問  
 4  
 文書99 H27.8.25 参・平和安全特委 福山 哲郎 君 総理 問  
 5  
 文書100 H27.8.25 参・平和安全特委 福山 哲郎 君 大臣  
 問5  
 文書101 H27.8.25 参・平和安全特委 福山 哲郎 君 大臣  
 問6  
 文書102 H27.8.25 参・平和安全特委 福山 哲郎 君 大臣  
 問7  
 文書103 H27.8.25 参・平和安全特委 福島 みずほ 君 総理  
 問3  
 文書104 H27.8.25 参・平和安全特委 福島 みずほ 君 大臣  
 問3  
 文書105 H27.8.26 参・平和安全特委 高橋 克法 君 政府参  
 考人 問3  
 文書106 H27.8.26 参・平和安全特委 高橋 克法 君 大臣  
 問4  
 文書107 H27.8.26 参・平和安全特委 高橋 克法 君 大臣  
 問5  
 文書108 H27.8.26 参・平和安全特委 吉田 忠智 君 大臣  
 問3  
 文書109 H27.8.26 参・平和安全特委 荒井 広幸 君 政府参  
 考人 問14(1)  
 文書110 H27.8.26 参・平和安全特委 荒井 広幸 君 政府参  
 考人 問14(2)  
 文書111 H27.8.26 参・平和安全特委 杉 久武 君 大臣 問  
 1  
 文書112 H27.8.26 参・平和安全特委 杉 久武 君 大臣 問  
 2  
 文書113 H27.8.26 参・平和安全特委 杉 久武 君 大臣 問  
 3  
 文書114 H27.8.26 参・平和安全特委 杉 久武 君 大臣 問  
 4  
 文書115 H27.8.26 参・平和安全特委 杉 久武 君 大臣 問  
 5

文書116 H27.8.26 参・平和安全特委 杉 久武 君 大臣 問  
 6  
 文書117 H27.8.26 参・平和安全特委 杉 久武 君 大臣 問  
 7  
 文書118 H27.8.3 参・平和安全特委 水野 賢一 君 大臣 問  
 2  
 文書119 H27.8.4 参・平和安全特委 佐藤 正久 君 大臣 問  
 3  
 文書120 H27.8.4 参・平和安全特委 佐藤 正久 君 大臣 問  
 8 (3)  
 文書121 H27.8.4 参・平和安全特委 佐藤 正久 君 総理 問  
 3  
 文書122 H27.8.4 参・平和安全特委 櫻井 充 君 総理 問4  
 文書123 H27.8.4 参・平和安全特委 櫻井 充 君 大臣 問3  
 文書124 H27.8.4 参・平和安全特委 櫻井 充 君 大臣 問6  
 文書125 H27.8.4 参・平和安全特委 櫻井 充 君 大臣 問4  
 文書126 H27.8.5 参・平和安全特委 荒井 広幸 君 大臣 問  
 5  
 文書127 H27.8.21 参・平和安全特委 山本 太郎 君 総理  
 問2  
 文書128 H27.8.25 参・平和安全特委 辰巳 孝太郎 君 大臣  
 問1 (1)  
 文書129 H27.8.25 参・平和安全特委 辰巳 孝太郎 君 大臣  
 問1 (2)  
 文書130 H27.8.25 参・平和安全特委 辰巳 孝太郎 君 大臣  
 問2 (1)  
 文書131 H27.8.25 参・平和安全特委 辰巳 孝太郎 君 大臣  
 問2 (3)  
 文書132 H27.8.25 参・平和安全特委 辰巳 孝太郎 君 大臣  
 問2 (4)  
 文書133 H27.8.25 参・平和安全特委 辰巳 孝太郎 君 大臣  
 問4  
 文書134 H27.8.3 参・平和安全特委 井上 哲士 君 大臣 問  
 2 (1)  
 文書135 H27.8.3 参・平和安全特委 井上 哲士 君 大臣 問  
 2 (3)  
 文書136 H27.8.3 参・平和安全特委 井上 哲士 君 大臣 問  
 2 (6)

文書137 H27.8.3 参・平和安全特委 井上 哲士 君 外相 問  
 1  
 文書138 H27.8.4 参・平和安全特委 佐藤 正久 君 大臣 問  
 8(1)  
 文書139 H27.8.4 参・平和安全特委 佐藤 正久 君 大臣 問  
 8(2)  
 文書140 H27.8.4 参・平和安全特委 佐藤 正久 君 大臣 問  
 8(4)  
 文書141 H27.8.5 参・平和安全特委 荒井 広幸 君 政府参考  
 人 問1  
 文書142 H27.8.11 参・平和安全特委 大塚 耕平 君 官房長  
 官 問10  
 文書143 H27.8.11 参・平和安全特委 大塚 耕平 君 大臣  
 問10  
 文書144 H27.8.11 参・平和安全特委 柴田 巧 君 大臣 問  
 3  
 文書145 H27.8.11 参・平和安全特委 和田 政宗 君 大臣  
 問4  
 文書146 H27.8.11 参・平和安全特委 山本 太郎 君 大臣  
 問3  
 文書147 H27.8.11 参・平和安全特委 山本 太郎 君 外相  
 問1  
 文書148 H27.8.11 参・平和安全特委 山本 太郎 君 外相  
 問2  
 文書149 H27.8.19 参・平和安全特委 福島 みずほ 君 大臣  
 問3(1)  
 文書150 H27.8.19 参・平和安全特委 荒井 広幸 君 外相  
 問3  
 文書151 H27.8.19 参・平和安全特委 藤田 幸久 君 大臣  
 問1  
 文書152 H27.8.19 参・平和安全特委 藤田 幸久 君 大臣  
 問2  
 文書153 H27.8.21 参・平和安全特委 佐々木 さやか 君 総  
 理 問4  
 文書154 H27.8.21 参・平和安全特委 佐々木 さやか 君 大  
 臣 問4  
 文書155 H27.8.24 参・平和安全特委 福島 みずほ 君 総理  
 問5

文書156	H27.8.25	参・平和安全特委	福島	みずほ	君	総理
	問2					
文書157	H27.8.25	参・平和安全特委	福島	みずほ	君	大臣
	問2					
文書158	H27.8.25	参・平和安全特委	山本	一太	君	総理
	問2					
文書159	H27.8.25	参・平和安全特委	山本	一太	君	大臣
	問2					
文書160	H27.8.26	参・平和安全特委	大塚	耕平	君	外相
	問2					
文書161	H27.8.26	参・平和安全特委	小野	次郎	君	大臣
	問8					
文書162	H27.8.26	参・平和安全特委	井上	義行	君	大臣
	問3					



別紙 2

不開示とした部分	不開示とした理由
<p>文書番号 54, 56, 58, 62, 65, 95, 97, 99, 103, 121, 122, 127, 142, 153, 155, 156 及び 158 のそれぞれ一部</p>	<p>職員の電話番号に関する情報であり、公にすることにより、緊急用及び部内外との連絡用の連絡先が明らかとなり、いたずらや偽計等に使用されることにより、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部内外との連絡に支障を来すおそれがあることから、法5条6号に該当するため不開示とした。</p>